

変更届出書添付書類一覧表

変更があった事項		提出書類											
		変更届出書 【別紙様式第一号（五）】	変更内容対照表 【任意様式】	付表	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 【標準様式7】	登記事項証明書 （写し）	勤務形態一覧表 【標準様式1】	従業員の資格証 （写し）	平面図・真規 【標準様式3】	運規	営業標準書	契約書の写し 【標準様式6】	老人福祉法に基づく変更届 （※8）
(1)	事業所（施設）の名称	○	△	○						○			○
(2)	事業所（施設）の所在地	○	△	○					○（※13）	○			○
(3)	申請者の名称	○	△			○							
(4)	主たる事務所の所在地	○	△			○							○
(5)	法人等の種類	○	△			○（※11）							
(6)	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	○	△			○（※3）						○	○
(7)	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	○	△			○							○
(8)	共生型サービスの該当有無	○	△										
(9)	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等		△	○					○（※5）				
(10)	備品（※2）	○	△						○				
(11)	利用者の推定数	○	△	○									
(12)	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	△	○			○	○（※4）				○	○
(13)	サービス提供責任者の氏名及び住所	○	△	○			○	○（※12）					
(14)	運営規程	① 運営方針・事業の目的	○	△						○			
		② 職員の職種・員数・職務内容	○	△	○		○	○（※1）		○			○
		③ 利用料・サービスの内容	○	△						○			
		④ 営業日・営業時間	○	△	○		○			○			
		⑤ 通常の事業（送迎）の実施地域	○	△						○			
		⑥ 利用（入所）定員（※7）	○	△	○		○	○（※7）	○	○			○
		⑦ 緊急時における対応方法	○	△						○			
		⑧ 非常災害対策	○	△						○			
		⑨ サービス（施設）利用に当たったの留意事項	○	△						○			
		⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項（※14）	○	△						○			
(15)	協力医療機関又は協力歯科医療機関	○	△	○							○		
(16)	事業所の種別	○	△	○					○				
(17)	提供する居宅療養管理指導の種類	○	△	○			○	○					
(18)	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型）	○	△	○									
(19)	利用者、入院患者又は入所者の定員	○	△	○			○	○					
(20)	福祉用具の保管及び消毒方法	○	△						○		○	○（※6）	○
(21)	併設施設の状態等	○	△										
(22)	介護支援専門員の氏名及び登録番号	○	△	○	○		○	○（※12）		○			

※1 指定基準上、資格要件を必要とされる職員の場合のみ。
※2 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護のみ。
※3 登記簿謄本に代表者である旨が記載されていない場合は、代表者に選任されたことを示す書類（理事会議事録の抄本）を添付してください。
※4 訪問看護、通所リハビリテーション、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は必須。
※5 訪問入浴介護は当該事業に使用する備品等の変更があれば、平面図の余白に記入する（1件2万円以上が目安）。
※6 福祉用具の保管・消毒を他の業者に委託する場合に添付。
※7 定員の増に係る変更については事前協議が必須で、従業員の資格証も添付する。建物を改築する場合は「建物、消防への確認（様式3）」も添付
※8 ・老人居宅生活支援事業変更届→施設併設の（予防）訪問介護、（予防）通所介護、（予防）短期入所生活介護のみ ・老人デイサービスセンター等変更届→各保健所管轄の（予防）通所介護のみ（別紙整理表参照）
※9 変更届出中「変更の内容」の枠に入りきらない場合、当該対照表に記載。
※10 指定基準上、必要な職種を全員分記載すること。※施設系は、通常使用している勤務表も併せて添付。
※11 営利法人から非営利法人へ変更及び会社の吸収合併等を行った場合は、新たに指定申請を行う必要とする場合がありますので、事前に所管窓口までご相談下さい。
※12 変更にかかる該当者のみ提出。
※13 移転先が建築法及び消防法に適合するか、担当部署に確認した際のメモを添付。
※14 減算型から基準型へ変更する場合は、加算の体制変更届出も提出必須。